

大阪市強靱化地域計画 ver. 2.2（概要）

1. 計画の策定主旨、位置付け等

- 国は「国土強靱化基本法」を制定（H25.12）し、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定（H26.6）
- 基本法では、地方公共団体に国土強靱化地域計画の策定を求めている、大阪府は強靱化に関する他計画等の指針として「大阪府強靱化地域計画」を策定（H28.3）
- 「大阪市強靱化地域計画」は、まずは自然災害を対象とし、「強靱な大阪市」を構築するための施策を総合的・計画的に推進する指針となるべきもの
- 大阪市地域防災アクションプラン（H27.9）を柱とし、今後「経済成長」や「地方創生」、「副首都・大阪」の議論等を考慮した新たな取組みを計画に取り入れ、大阪市強靱化地域計画を策定（H28.7）
- 今回の大阪市地域防災アクションプラン ver.2.2 への修正（R7.10）などを踏まえ、「大阪市強靱化地域計画 ver.2.2」に修正（R7.10）し、引き続き毎年度、進捗管理及び内容の見直しを行う。

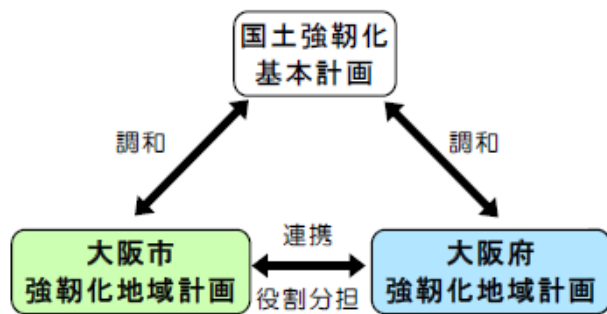


図1 国・大阪府の強靱化計画との関連

2. 基本的な方針

- 地域防災アクションプランと脆弱性の分析・評価に基づく地域防災アクションプラン以外の強靱化に資する取組みが主要な部分
- 目標は、国・大阪府と同様の4つの「基本目標」、8つの「事前に備えるべき目標」を設定
- リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）・施策分野の設定、脆弱性の分析・評価等を実施

【基本目標】

- ① 人命の保護
- ② 社会の重要な機能維持
- ③ 財産及び公共施設の被害最小化
- ④ 迅速な復旧復興

【事前に備えるべき目標】

- ① 人命の保護
- ② 救助・救急活動等の迅速な実施
- ③ 行政機能の確保
- ④ 情報通信機能の確保
- ⑤ 経済活動の機能維持
- ⑥ ライフラインの確保・早期復旧
- ⑦ 二次災害の防止
- ⑧ 復旧・復興条件の整備

3. 脆弱性の分析・評価に基づく取組みの推進

次に示すステップ1～5のプロセスを経て、地域計画を策定し、取組みを推進していく。

STEP1 事前に備えるべき目標の設定（前述2参照）

STEP2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）及び強靱化施策分野の設定

- 国・府で示されたリスクシナリオ・施策分野を参考に、36のリスクシナリオ（次頁参照）、8の施策分野を設定

行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流
保健医療・福祉	産業	環境	情報通信

STEP3 脆弱性の評価と施策の推進方針

- 「事前に備えるべき目標」「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」ごとに関連する175施策（一部重複あり）を整理し、事態の回復に向けた対応力について分析・評価を実施
- 評価にあたっては、施策の進捗状況や達成度をできるだけ定量的に把握することに努め、定性的な評価とあわせて現状の取組み状況を把握

- 進捗状況や達成度については、各区局室の運営方針等と整合

- 本計画の取組みのうち、地域防災アクションプランの取組みの評価については地域防災アクションプランで進捗管理を行う。

STEP4 対応方策の検討

- 脆弱性の分析・評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な取組みを抽出（図2参照）し、「事前に備えるべき目標」及び「施策分野」ごとに整理
- 57項目のうち「国の支援策」に該当するものを確認

STEP5 対応方策の重点化

- 地域防災アクションプランと整合を図り、地域計画の取組期間も令和2年度から令和6年度までの5年間とし、地域計画修正を行った令和3年度から令和4年度までを「中間取組期間」、令和5年度から令和6年度までを「最終取組期間」として重点的に取組みを推進

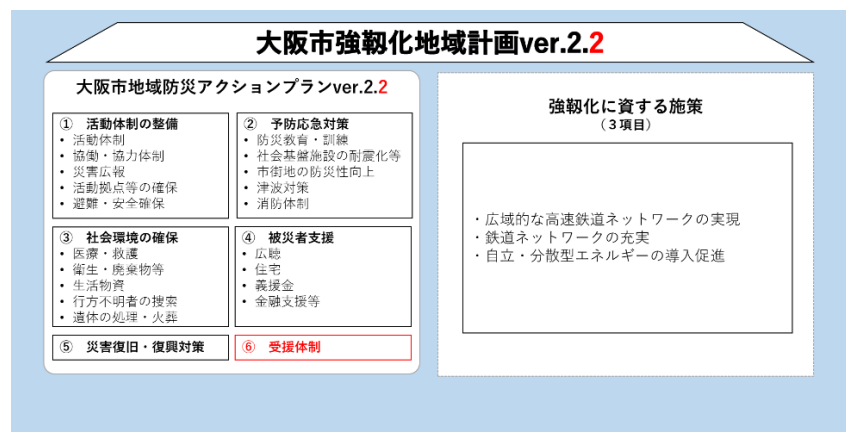


図2 計画の構成イメージ

4. 計画推進の方策

PDCAサイクルによる推進

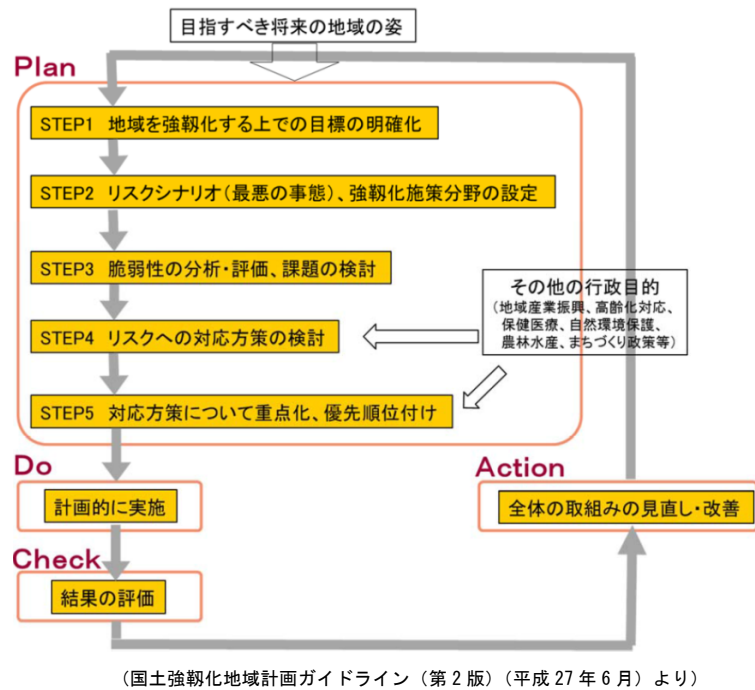
- 地域計画に基づく対応方策を計画的・効果的に推進するために、対応方策の進捗状況を毎年度集約し目標達成度の評価を行い、PDCAサイクルを通じた見直し・改善を実施（図3参照）

今後の取組み

- 今後「経済成長」や「地方創生」、「副首都・大阪」の議論等を考慮した地域の強靱化に資する新たな取組みを計画に反映することとし、毎年度の進捗管理に併せて内容の見直しを図るなど、継続して地域計画の改善を図る。

推進体制

- 今後の取組みにおいて、地域計画の改善を図る場合は、大阪市強靱化地域計画策定チーム会議の推進体制等の見直しも実施



（国土強靱化地域計画ガイドライン（第2版）（平成27年6月）より）

図3 基本的な進め方

事前に備えるべき目標		36のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		必要な取組み（起きてはならない最悪の事態を回避するための課題）	施策数
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	上水道施設被災時における消防用水の確保、密集住宅市街地等の防災性向上、 2次避難先の確保 等	20
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	市設建築物の耐震化の推進、民間住宅・建築物等の耐震化の促進 等	7
		1-3	大規模津波等による多数の死者の発生	防潮堤の津波等浸水対策の推進、 津波避難ビルでの備蓄物資の配備 等	11
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	市街地の浸水対策、長期湛水の早期解消、 気候変動をふまえた水害への備え 等	10
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	災害時の市民等への広報体制の整備・充実、的確な避難勧告等の判断・伝達 等	8
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物質供給の長期停止	医薬品・医療用資機材の確保 等	8
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	広域緊急交通路等の通行機能確保、迅速な道路啓開の実施 等	3
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援、地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化 等	11
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	「避難行動要支援者」支援の充実、迅速な道路啓開の実施 等	3
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水食料等の供給不足	帰宅困難者対策の確立	1
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	医薬品・医療用資機材の確保、民間住宅・建築物等の耐震化の促進 等	4
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	被災地域の食品衛生監視活動の実施、被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施 等	6
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所（区役所）機能の機能不全	業務継続体制及び災害復旧体制の整備、 応援職員の円滑な配分・管理方法等の整理 等	10
		3-2	行政機関（市役所・区役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ、市設建築物の耐震化の推進	2
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	災害時の市民等への広報体制の整備・充実、的確な避難勧告等の判断・伝達	2
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態	災害時の市民等への広報体制の整備・充実 等	3
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業生産力低下	鉄道ネットワークの充実、広域的な高速鉄道ネットワーク 等	7
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	迅速な道路啓開の実施、自立・分散型エネルギーの導入促進 等	2
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援 等	1
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	国際海上コンテナ輸送機能の維持 等	2
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	高速道路・都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備 等	4
		5-6	食料等の安定供給の停滞	迅速な道路啓開の実施 等	1
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止	迅速な道路啓開の実施 等	1
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	水道施設の耐震化等の推進、水道の早期復旧及び飲用水・生活雑用水等の確保	4
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	災害時における下水道機能の確保 等	4
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	広域緊急交通路等の通行機能確保、迅速な道路啓開の実施 等	7
		6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶	水道の早期復旧及び飲用水・生活雑用水等の確保	1
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	密集住宅市街地等の防災性向上、消防活動体制の充実 等	3
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	防潮堤の津波等浸水対策の推進、消防活動体制の充実	3
		7-3	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	迅速な道路啓開の実施、民間住宅・建築物等の耐震化の促進	2
		7-4	防災施設、雨水幹線、配水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害、大規模地下空間への浸水被害の発生	災害時における下水道機能の確保、インフラ施設の老朽化対策 等	3
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	災害時の市民等への広報体制の整備・充実 等	2
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する	8-1	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	迅速な道路啓開の実施	1
		8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	避難施設の確保及び防災空間の整備、災害ボランティアの充実と連携強化、 災害廃棄物処理体制の整備 等	12
		8-3	鉄道・道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害復旧・復興に資する地図情報整備の推進、インフラ施設の老朽化対策 等	5
		8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化、防潮堤の津波等浸水対策の推進 等	4